

静岡県経済産業部・交通基盤部所管公共事業事後評価実施要領細目

第1 実施要領細目の位置付け

本実施要領細目は、「静岡県経済産業部・交通基盤部所管公共事業事後評価実施要領」(以下「実施要領」という。)に基づき実施する事後評価に際して必要となる基本事項を定めたものである。

第2 対象事業

「実施要領」第2(1)に定める事業は原則として下記のとおりとし、各部の事業評価審査会において実施地区を選定する。

(1) 農業農村整備事業

事後評価の実施は、対象となる事業(別表による)のうち、下記の点を目安に、事業の規模・特性等を考慮して、1事業あたり1地区以上を選定するものとする。

ア 事業の規模は、総事業費が概ね10億円以上とする。

(2) 森林整備保全事業

事後評価の実施は、対象となる事業(別表による)のうち、下記の点を目安に、事業の規模・特性等を考慮して、1事業あたり1地区以上を選定するものとする。

ア 事業の規模は、総事業費が概ね5億円以上とする。

イ 林道事業は、新規開設事業に限定する。

(3) 草地開発整備事業等

事後評価の実施は、対象となる事業(別表による)のうち、下記の点を目安に、事業の規模・特性等を考慮して、1事業あたり1地区以上を選定するものとする。

ア 事業の規模は、総事業費が概ね10億円以上とする。

(4) 水産関係公共事業

事後評価の実施は、対象となる事業のうち、下記の点を目安に、事業の規模・特性等を考慮して、「再評価実施要領」第2の1の(4)に定める各項目あたり1地区以上を選定するものとする。

ア 事業の規模は、総事業費が概ね10億円以上とする。

第3 評価項目

対象事業等を執行した関係出先機関において、次に掲げる項目を内容とする事後評価のための基礎資料を作成し、担当部長に提出するものとする。

(1) 費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化

・事業受益地の土地利用状況の推移、農林水産物の価格変動状況、事業実施中のコスト削減対策等

(2) 事業効果の発現状況

・農林水産物の生産額の増大、農林水産物の生産性の向上や構造の改善、被害の軽減等、基本的な評価指標等

- ・事業完了後に確認された新たな効果や要因等
- (3) 事業により整備された施設の管理状況
 - ・施設の利活用及び施設の維持管理状況等
- (4) 事業実施による環境の変化
 - ・生産の環境、農山漁村の生活環境、自然環境の変化等
- (5) 社会経済情勢等の変化
 - ・地域社会の動向（産業別就業者人口の動向等）
 - ・地域経済の状況（産業算出額の動向等）等
- (6) 今後の課題等
 - ・改善措置等の必要性
 - ・更なる効果増進のための提案等

第4 事後評価の実施

(1) 事後評価の実施手続

- ア 効果の発現が概ね充分で、改善措置が必要ないと判断した場合は、必要な観測によるフォローアップを実施する。
- イ 効果の発現が充分でなく、今後、時間の経過により効果の発現が期待できると判断した場合は、更に一定期間経過後（原則として5年後）に改めて事後評価を実施する。
- ウ 効果の発現が充分でなく、改善措置が必要であると判断した場合は、その内容を検討し実施した上で、更に一定期間経過後（原則として5年後）に改めて事後評価を実施する。

(2) 事業の単位と一部供用開始事業の取扱い

ア 事業の単位

事後評価を実施する際の単位は、一貫した事業評価を実施する観点から、再評価を実施する単位を原則とするが、関連事業の実施状況等によっては、適切な単位を設定できるものとする。

イ 一部供用開始事業の取扱い

事業期間が相当長期にわたるもので、段階的に供用される事業については、再評価実施の際、既供用部分に係る事後評価の視点を盛り込んだ評価を行うことを検討する。

ウ 改善措置の検討の視点

改善措置の検討は、事業の目的等を踏まえ、運用面、施設面等の視点から行うものとする。

附 則

- 1 本要領細目は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成22年4月1日から施行する。

事業区分

種 別	事 業 名	
農業農村整備事業	生産基盤整備事業	かんがい排水事業
		経営体育成基盤整備事業
		ほ場整備事業
		土地改良総合整備事業
		畑地帯総合整備事業
		畑地帯開発整備事業
		農道整備事業
	農村整備事業	農村総合整備事業
		農村振興総合整備事業
		田園整備事業
		地域用水環境整備事業
		中山間総合整備事業
	農地保全事業	農地防災事業
		農地保全事業
		農村環境保全対策事業
		海岸保全施設整備事業（農地）
		海岸環境整備事業（農地）
		公有地造成護岸等整備統合補助事業（農地）
森林整備保全事業	治山事業	
	林道事業	
	地すべり等防止事業	
草地開発整備事業等	草地畜産基盤整備事業	
	畜産環境総合整備事業	